



伏見

よもやま

かわらばん

2024

No.176

3・4月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804

静岡県葵区竜南3丁目10-18

TEL (054) 246-2433 (代)

FAX (054) 246-9389

E-mail: kaikei@t-fushimi.co.jp

URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



令和6年の所得税・住民税 (市県民税)のお話です。

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等ございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

ご存じの方も多いでしょうが、令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」において、**定額減税**が行われることが**予定されました**。予定されたとは？減税のやり方が複雑で、特に給与所得者の源泉徴収義務者（従業員さんの給与計算）の事務作業に負担をかけるため、法案の国会提出前であってもできる限り早急に公表した、という事です。

定額減税の対象者

所得税	2024(令和6)年分の所得税に係る 合計所得金額 が1,805万円以下の居住者
個人住民税(市県民税)	2024(令和6)年度分(※)の住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

※個人住民税は前年の所得に対して課税されるため、2023(令和5)年分の所得金額により判定されます。

※所得金額1,805万円は給与でいいますと年収2,000万円以下ということです。

特別減税の額

所得税	本人3万円+同一生計配偶者又は扶養親族×3万円
個人住民税(市県民税)	本人1万円+同一生計配偶者又は扶養親族×1万円

つまり**夫**と扶養範囲内の**配偶者**、子ども**2人**の家庭は

所得税 3万円×4=12万
市県民税 1万円×4=4万円 } 合計16万円!

よっしゃ～とお思いの納税者の方多いと思いますが、ここからが本題です。
この制度の名前が「**特別控除**」となっていますから、**給付されるわけではないのです**。

サラリーマンやパートの方につきましては令和6年6月1日以後最初の給与の源泉所得税から上記金額を控除します。

市県民税については令和6年6月分の特別徴収額0円、7月からは年税額から上記特別控除額を差し引いて1/11した金額を令和7年5月まで毎月控除していきます。 ※市町村によって対応が異なる可能性がありますので注意が必要です。

引ききれなかったらどうするのか？

また、個人事業主の方々はどうすれば良いのか？年金から源泉徴収されている場合は？など疑問が多くありますが対応も決まっております。財務省・国税庁もHPなどで広報活動を行う予定ですが、

とにかく給与計算が複雑になります。令和6年6月からの業務に注意して下さい！

ちなみに、令和5年分の市県民税にかかるふるさと納税限度額については、寄附者の不利益を防ぐ観点から影響させないとのこと。低所得者や非課税世帯などへの支援もあります。

※詳しくは税務担当者まで！